令和７年度(2025 年度) 第１回　豊中市社会教育委員会議

日時：令和８年(2026 年)3 月 27 日（金）16 時～18 時

場所：第一庁舎６階　教育委員室

次　　第

１．開　会

２．案　件

（１）社会教育関係団体補助金の交付について

（２）社会教育推進の取組みについて

（３）令和８年度（2026 年度）の主要施策について

（４）その他

【資料】

資料１　令和７年度(2025 年度)社会教育関係団体補助金の交付について

資料２　社会教育推進の取組みについて

資料３　令和８年度(2026 年度)教育予算の概要　主要施策（社会教育費抜粋)

別紙１　豊中市社会教育委員名簿

別紙２　社会教育関係法令（抜粋)

別紙３　青少年自然の家わっぱる指定管理者の候補者選定結果について

資料１

令和８年度（2026 年度）社会教育関係団体補助金の交付について

社会教育関係団体市補助金交付予定団体一覧

※各年度の加盟団体数・会員数は、２月１日現在

団　体　名	年度	補助金 予算額（千円）	加盟団体数	会員数（人）
豊中市ＰＴＡ連合協議会	R8	450	-	-
	R7	450	53	24,785
	R6	450	55	26,000
豊中市人権教育推進委員協議会	R8	3,650	-	-
	R7	3,650	64	3,302
	R6	3,650	64	3,263
豊中子ども文庫連絡会	R8	567	-	-
	R7	567	8	379
	R6	567	10	484
豊中市こども会連合会	R8	250	-	-
	R7	250	7	422
	R6	250	10	485
ボーイスカウト豊中協議会	R8	216	-	-
	R7	216	14	683
	R6	216	14	701
ガールスカウト豊中地区協議会	R8	171	-	-
	R7	171	6	245
	R6	171	6	247

豊中市ＰＴＡ連合協議会の概要

代表者	三間　隆之
設立年	昭和 31 年（1956 年）
活動目標	・単位 PTA 相互の連絡調整を図り、単位 PTA 及び豊中市 PTA 全体の健全な発展に寄与する。 ・豊中市立小中学校及び地域社会の教育環境の向上に努める。 ・教育問題について会員の関心を高めるとともに、家庭環境の振興を図る。
R7 予算額	4,646,975 円（補助金額 450 千円含む）
	主な活動内容（下線は補助対象事業）
	《総会、役員会》 定時総会(年３回)、役員会等(年８回程度) 《研究大会》 PTA 大会（モルック大会開催） 《各ブロック協議会》 会長会(月１回)、研究・スポーツ大会(年１回) 《情報交換会等》 豊中市教育委員会との情報交換会(年８回程度役員会にて) 市長タウンミーティング 《関係団体への参加・参画等》 豊能地区ＰＴＡ協議会 大阪府ＰＴＡ協議会 日本ＰＴＡ協議会近畿ブロック研究大会 日本ＰＴＡ協議会全国研究大会

豊中市人権教育推進委員協議会の概要

代表者	青　木　康　二
設立年	昭和45年（1970年）
活動目標	憲法に定められた基本的人権を守り、一切の差別をなくし、民主主義思想をすべての市民に普及徹底するための人権教育の研究推進をはかる。
R7予算額	3,938,513円（補助金額3,650千円含む）
月	主な活動内容（すべて補助対象事業）
5	総会、「人権協のあゆみ」発行
6	新推進委員基礎講座 高校代表委員会
7	推進委員研修講座①
１０	機関紙発行
１１	推進委員研修講座②
１２	人権啓発カレンダー作成 人権教育をすすめる市民の集い（記念講演：神田香織さん）
1	役員・常任委員研修会
2	推進委員研修講座③ 機関紙発行
3	四中夜間ロビー展 高校代表委員会
通年	✧　各地区委員会活動（地区代表委員会、学習活動、現地研修会等） ✧　役員会 ✧　常任委員会 ✧　役員と参与の会 ✧　特別活動部会（研修活動・機関紙編集・広報活動・ホームページ） ✧　ホームページの情報更新

豊中子ども文庫連絡会の概要

代表者	天瀬　恵子
設立年	昭和 46 年（1971 年）
活動目標	豊子連は「すべての子どもたちに読書のよろこびを」と願い活動を続けてきました。文庫活動・おはなし会・講座などで子どもや子どもの周りの大人に読書の楽しさ、大切さ、子育てに関する情報提供を行います。
R7 予算額	691,782 円(補助金額 567 千円含む)
月	主な活動内容（すべて補助対象事業）
 R07. 7 R07.11	1．図書館との共催事業 子どもと本のまつり 子どもと本のつどい ① 講演会　　講師：川端　誠氏 ② 川端誠さん「絵本原画展」
	2．豊子連主催事業 豊子連講座
R08.2 R08.3	① パネル展　アフリカを読む、知る、楽しむ　子どもの本展 ② 講演会　　講師：翻訳家　福本　友美子氏 ふれあい講座（2 文庫で開催）
	3．図書館事業や子育ち・子育て支援事業への協力 「えほんはじめまして」事業 出前講座　子育てサロン「さくらぐみ」 4．その他 子ども読書活動連絡会委員 図書館協議会委員

豊中市こども会連合会の概要

代表者	益　田　義　孝
設立年	昭和 35 年（1960 年）
活動目標	指導者育成を行うとともに、関係機関との連絡を図り、組織的な活動によって、地域社会の向上に寄与する。 高校生リーダー・青年リーダーの精神面・技術面の向上を図ることを目的とする。加えて、こども会のメンバーの自主性、協調性を育むことも目的とする。
R7 予算額	798,436 円（補助金額 250 千円含む）
	主な活動内容（下線は補助対象事業）
	＜会議等＞ 総会・市こ連加入説明会（4 月）、連合大会（5 月）、定例会（月 1 回）、豊能ブロック総会（年 1 回）、豊能ブロック役員育成者研修会（年 1 回）、府こ連関連会議（随時） ＜こども会活動の促進・指導に関する事業＞ こども会カーニバル（5 月） 新春かるた大会（2 月） ＜指導者・育成者の確保に関する事業＞ 初級指導者講習会 キャンプリーダー講習会 リーダーズキャンプ 青年リーダー交流会 ＜その他＞ ふれあい緑地フェスティバル参加（5 月） 地区お祭りワールド（6 月） ＜豊中市との連携事業＞ 青少年交流文化館いぶきにおいて取り組む、不登校児童・生徒を支援する創造活動プログラムに指導員として従事

ボーイスカウト豊中協議会の概要

代表者	安　田　哲　朗
設立年	昭和 51 年（1976 年）
活動目標	・加盟登録員の増加を図る ・スカウトが活き活きと活動できる団（隊）・地区づくり ・指導者の資質向上を図る
R7 予算額	1,292,086 円（豊中市補助金額 216 千円含む）
	主な活動内容（下線は補助対象事業）
	＜会議等＞総会（年 2 回）、環境委員会（年 5 回） ＜行事＞ 〇とよなか市民環境展参加 スカウトが身の回りの地域社会の環境に関心を持つことをめざし「よい環境・わるい環境」写真展への応募を促進する。 〇講演会　食物アレルギーについて 保護者から離れて子どもたちが活動する機会に、指導者が食物アレルギーの正しい知識を持ち対応できるよう学ぶ機会を提供する。 ＜その他＞ 〇各団に対する、ボーイスカウト加入推進活動への後方支援 〇ふれあい緑地フェスティバル参加 ＜豊中市との連携事業＞ 青少年交流文化館いぶきにおいて取り組む不登校児童・生徒を支援する創造活動プログラムの一つ「生活を学ぼう」の指導員として従事

ガールスカウト豊中地区協議会の概要

代表者	内　田　晴　子
設立年	昭和 56 年（1981 年）
活動目標	少女と女性が、責任ある市民として、自ら考え行動できる人となるよう「自己開発」「自然とともに」「人とのまじわり」の３つの活動ポイントを持って、体験を通した活動をすることを目標とする。
R7 予算総額	222,363 円（補助金額 171 千円含む）
	主な活動内容（下線は補助対象事業）
	＜会議等＞ 総会、連絡会、役員会、各種事業にかかる実行委員会（随時） ＜研修・講習会＞ 研修・講習会（団運営、リーダー養成など） 人権研修、環境課題・地域課題研修 ＜一般子ども対象事業＞ 体験集会　各団で実施 ＜ボランティア協力事業＞ 災害支援訓練参加（年１回） ボランティアフェスティバル参加（年１回） わっぱるワークキャンプ参加（年２回） わっぱるオープンフェスタ（年１回） ＜その他＞ ふれあい緑地フェスティバル参加（5 月） 社会を明るくする運動駅頭啓発参加（7 月） 敬老のつどい参加（9 月） 環境展参加（11 月） ＜市との連携事業＞ 青少年交流文化館いぶきにおいて取り組む不登校児童・生徒を支援する創造活動プログラムの一つ「生活を学ぼう」の指導員として従事

資料２

社会教育推進の取組みについて

１．令和７年度の取組み

① 関係課会議　３月　社会教育の推進事業の進捗状況について等

② 地域課題解決に資する人材育成に係る連続講座の企画

	関係課	企画名	進捗状況等
1	社会教育課 蛍池公民館 読書振興課	絵本好きママパパ集まれ～赤ちゃんと参加する絵本サロン～	・旧羽室家住宅（2 回）・蛍池公民館和室（1 回）で開催し、参加者同士の読み合いを和やかに行うことができた。 ・蛍池図書館の「ほたるえほんサロン」につなげる予定であったが、つながった人がいなかった。
2	社会教育課 蛍池公民館 読書振興課	作って！読んで！レベルアップ料理クエスト	・ブックトークをして本に関わって交流をしたのち料理体験を行い、参加者同士の交流を図った。 ・子どもたちが主体となり、子ども食堂を運営するにあたり、近隣の子ども食堂を見学した。
3	社会教育課 千里公民館 読書振興課	地域でパパママの繋がりをつくる♪連続講座千里子育て部	・司書による絵本の読み聞かせのあと、毎回違うテーマで講座を開催し、子育て世代に役立つ情報提供を行い、参加者同士の交流を行った。 ・「夢フェス☆ほたる」で、参加者企画・演出し、親子向けの演奏会を開催した。
4	社会教育課 蛍池公民館 読書振興課	コーヒーと本でつながる Coffee meets Book.	・毎回積極的に講座に参加する様子がうかがえている。 ・コーヒーの淹れ方を学び、練習を重ねるごとに、参加者同士で自然と会話がうまれ雰囲気も良かった。 ・蛍池図書館の読書スペースで、参加者のみなさんでコーヒーを淹れ、販売を行った。

③ 社会教育主事及び社会教育士の育成

・社会教育主事講習受講　　蛍池公民館　１人

２．令和８年度事業計画

①地域課題解決に資する人材育成に係る連続講座の企画

	関係課	企画名	ねらい
1	社会教育課 蛍池公民館 読書振興課	作って！読んで！レベルアップ料理クエスト	令和６年度･令和７年度に引き続き開催し、料理と関係する本に親しむ機会を作るとともに、子ども食堂に関わるきっかけづくりとする。
2	社会教育課 中央公民館 読書振興課	（仮）中公子育て部	令和６年度蛍池公民館･令和７年度千里公民館で開催しました。令和８年度は中央公民館での開催を検討し、新たな地域の人材育成を図る。
3	社会教育課 蛍池公民館 読書振興課	コーヒーと本でつながる Coffee meets Book.	昨年度に引き続き、コーヒーをキーワードで仲間づくり場とし、参加者同士が成長できるコミュニティの形成をめざし、地域に貢献できる人材育成につなげる。 ※新規募集に加え、前年度参加者の継続活動も含む。
4	未定	未定	社会教育主事による企画で絵本サロンに代わる事業を検討実施予定。

②関係課会議　年２回実施

③社会教育主事及び社会教育士の育成（当日資料１配置計画参照）

・社会教育主事資格取得（社会教育士を称する）のための手続き等を市ホームページで広く案内

３．令和８年度予算

588,000 円

（内訳）講師・スタッフ謝礼金 440,000 円

消耗品費　140,000 円

施設使用料　8,000 円

資料３

令和8(2026)年度　教育予算の概要　主要施策（社会教育費抜粋）

【凡例】拡充:拡充事業　（　）:内訳金額

			事業名称	予算額;千円	所属
1	拡充		放課後こどもクラブ運営	1,490,994	学び育ち支援課
	1		南桜塚、庄内よつば学園の各小学校放課後こどもクラブの運営を委託し、習い事ができるクラブを拡大 【令和7年3月債務負担行為　令和8年度～令和10年度　600,000千円】	(124,130)	
	2		新田南、豊島の各小学校放課後こどもクラブの運営委託（土曜日のみ） 【令和8年3月債務負担行為　令和9年度～令和11年度　681,300千円】	(4,844)	
2	拡充		青少年自然の家施設運営管理	63,133	社会教育課
	1		わっぱるバス代補助 豊中市内の学校利用を促進するため、わっぱるを利用する際のバス借上料に対し、補助を行うもの	(11,422)	
3			文化財の保護	10,851	社会教育課
	1		西山氏庭園一部活用のための消耗品の購入等	(448)	
4			名勝西山氏庭園整備事業	88,121	社会教育課
	1		名勝西山氏庭園整備 国名勝西山氏庭園の本格的な活用に向けた主屋の解体調査と主屋屋根の修繕など	(88,121)	

別紙１

豊中市社会教育委員名簿

令和７年(2025 年)７月１日現在

氏　　名	区　　分	任　　期	所属団体等
秋山　京子	家庭教育の向上に資する活動の関係者	令和 7.7.1 ～令和 9.6.30	民生・児童委員 学校支援コーディネーター
井川　恭子	社会教育関係者	令和 6.7.1 ～令和 8.6.30	地域教育協議会会長
佐藤　千佳	社会福祉関係者	令和 6.7.1 ～令和 8.6.30	豊中市社会福祉協議会
寺嶋　繁典	学識経験者	令和 7.7.1 ～令和 9.6.30	大学院教授
濱元　伸彦	学識経験者	令和 6.7.1 ～令和 8.6.30	大学准教授
福本　雅一	社会教育関係者	令和 7.7.1 ～令和 9.6.30	公民分館協議会副会長
山地　輝宜	学校教育関係者	令和 7.7.1 ～令和 9.6.30	小学校校長

別紙２

○社会教育法（抜粋）

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)
第九条の二　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
２　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)
第九条の三　社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
２　社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
３　社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（審議会等への諮問）
第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）
第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）
第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
一　社会教育に関する諸計画を立案すること。
二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

○豊中市社会教育委員条例

昭和３５年３月３１日
条例第６号
改正　平成１２年３月３１日条例第３６号
平成１９年３月２３日条例第１号
平成２５年１２月２０日条例第５９号
平成３０年３月２２日条例第２６号

第１条　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１５条の規定に基づき，社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。
第２条　委員の定数は，７人以内とする。
２　委員は，次に掲げる者のうちから，教育委員会が委嘱する。
（1）　学校教育関係者
（2）　社会教育関係者
（3）　家庭教育の向上に資する活動の関係者
（4）　学識経験者
（5）　社会福祉関係者
第３条　委員の任期は，２年とする。
２　教育委員会は，委員に特別の事情があると認める場合は，任期中であっても解嘱することができる。
３　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
４　委員は，再任されることができる。
第４条　この条例に定めるもののほか，委員に関し必要な事項は，教育委員会が定める。

附　則
１　この条例は，昭和３５年４月１日から施行する。
２　この条例施行後最初に委嘱する委員のうち半数の委員の任期は，１年とする。
３　他の条例の一部改正〔略〕
附　則（平成１２年３月３１日条例第３６号）
この条例は，平成１２年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月２３日条例第１号）
この条例は，公布の日から施行する。
附　則（平成２５年１２月２０日条例第５９号）
この条例は，平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年３月２２日条例第２６号）
この条例は，平成３０年７月１日から施行する。

○豊中市社会教育委員条例施行規則

平成１２年３月３１日
教育委員会規則第４号

改正　平成１５年４月１日教育委員会規則第１３号
平成２３年３月２５日教育委員会規則第２号
平成２５年３月２２日教育委員会規則第２号
平成２６年１月２７日教育委員会規則第２号
平成２７年３月３０日教育委員会規則第１９号
平成３１年３月２６日教育委員会規則第６号

（目的）

第１条　この規則は，豊中市社会教育委員条例（昭和３５年豊中市条例第６号）第４条の規定に基づき，社会教育委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第２条　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１７条第１項第２号に規定する会議（以下「会議」という。）に議長，副議長を１名置く。

２　議長及び副議長は，委員の互選による。

３　議長は，会議を総理する。

４　副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるときは，その職務を代理する。

（会議）

第３条　会議は，議長が招集し，その議事を整理する。

（専門委員）

第４条　会議に，専門の事項を調査審議させるために必要があるときは，専門委員を置くことができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は，社会教育課において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１２年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際，法第１７条第１項第２号の規定に基づいて設置された社会教育委員会議並びに同会議の議長及び副議長は，それぞれこの規則による社会教育委員会議並びに同会議の議長及び副議長とみなす。

附　則（平成１５年４月１日教育委員会規則第１３号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成２３年３月２５日教育委員会規則第２号抄）

１　この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２２日教育委員会規則第２号抄）

１　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１月２７日教育委員会規則第２号）

この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３０日教育委員会規則第１９号）

この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２６日教育委員会規則第６号）

この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

別紙３

豊中市立青少年自然の家
指定管理者候補者の審査結果について（答申）

豊中市立青少年自然の家の指定管理者の候補者選定に当たり、豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、豊中市立青少年自然の家条例第 13 条の規定に基づき、指定申込があった１団体について、審査を行いました。

審査の結果、このたび、豊中市立青少年自然の家指定管理者の候補者を選定しましたので、『豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会規則』第２条に基づき、下記のとおり答申します。

記

１．施設名称

豊中市立青少年自然の家

２．指定予定期間

令和８年（2026 年）４月１日から令和 13 年（2031 年）３月 31 日まで

３．選定した指定管理者の候補者

	候補者
団体名称	特定非営利活動法人　豊中市青少年野外活動協会
所在地	豊中市服部西町２丁目 14 番 17 号
代表者	理事長　八田健一

４．応募団体

「豊中市立青少年自然の家指定管理者募集要項」に基づき、１ 団体からの応募表明があり、１団体から提案書類の提出がありました。

【応募団体】

特定非営利活動法人　豊中市青少年野外活動協会

５．募集及び審査経過

（１）募集の経過

令和７年(2025 年)

①　募集要項の公示；5 月 19 日から

②　応募表明提出期限；6 月 18 日

③　現地説明会の開催；申し込みがなかったため未実施

④　質問票受付；6 月 24 日から 6 月 27 日

⑤　提案書類提出期限；7 月 14 日

（２）審査経過

令和７年(2025 年)５月８日　　第１回選定評価委員会

令和７年(2025 年)７月 30 日　　財務関係書類審査

令和７年(2025 年)８月５日　　労務関係書類審査

令和７年(2025 年)８月 29 日　　第２回選定評価委員会（書類審査）

令和７年(2025 年)９月８日　　第３回選定評価委員会（面接審査）

（３）審査の方法

- 書類審査

　令和７年(2025年)８月29日開催の第２回選定評価委員会において、提案書類の提出のあった１団体について、「豊中市立青少年自然の家指定管理者募集要項」(以下「募集要項」という。）においてあらかじめ明らかにした審査基準表に定めた項目及び配点に沿って、提案書類の審査を行いました。

- 面接審査

　令和７年(2025年)９月８日開催の第３回選定評価委員会において、審査基準表に基づき、豊中市青少年自然の家選定評価委員との面接・質疑・応答による審査を行い、最終合議により書類審査とあわせて総合的に採点を確定しました。

６．選定結果

　選定評価委員会として書類審査および面接審査に基づき、最終合議による採点の結果、特定非営利活動法人　豊中市青少年野外活動協会を候補者として選定しました。

７．採点結果（1,000点満点）

応募団体 / 選定考査項目（配点）	特定非営利活動法人 豊中市青少年野外活動協会
基本姿勢（55点）	47.50
サービス水準・施設効用の発揮（425点）	341.25
所要コストの適正度（300点）	112.50
財務健全性（35点）	28.75
市民満足度への配慮（50点）	28.75
従事者への配慮（75点）	45.00
個人情報保護体制（30点）	22.50
危機管理体制（30点）	15.00
合計（1,000点）	641.25

８．候補者の選定理由

　特定非営利活動法人豊中市青少年野外活動協会は約60年にわたり野外活動を通じて青少年の主体性や指導者の育成など、本市青少年施策と連携し青少年健全育成活動を推進してきました。

　これまでの豊富な経験と指定管理者としての15年の運営実績に基づき、当該施設の果たすべき役割を十分に理解しており、自然体験活動や野外活動、団体生活をとおした青少年の健全育成に資するプログラムの提供、自然と調和した安心安全な施設環境の整備、利用者と共に成長するスタッフの人材育成等について、実現可能性の高い提案がなされました。

　団体がこれまで大切に培ってきた様々な外部団体・機関・人とのつながりを最大限に活かし、そのつながりが見える化された発展的な提案内容であったこと。その上で、わっぱるの持つ豊富な自然を活かした自然体験活動にとどまらず環境学習にも資する事業展開を行おうとする姿勢などを高く評価し、当施設が要求するサービス水準を十分満たすものであるこ

とから、豊中市立青少年自然の家の指定管理者としてふさわしいと判断しました。

9．各提案に対する講評

1．小学校・中学校教育課程の校外学習や、各学年の学習内容に応じたプログラムの開発やそれらを活用した学校への利用提案、また多様な機関と連携した宿泊を伴わない事業を展開することで、施設の価値・新たな魅力が高まるような工夫がある。

2．自然体験活動、野外活動及び団体生活に関する指導助言についての提案は、子ども、家族、指導者及び他者とのコミュニケーションが困難な層など社会課題の解決に向けられているが、外国人の受け入れなどさらに多様なニーズにも応えられることを期待したい。

3．情報の収集及び提供では、オンラインツールを中心としたSNSの活用と、豊中市や能勢町などのイベントへの出展による周知活動を積極的に行っている。今後は、特定ターゲット層への情報発信に注力するなど、新規利用者獲得と利用者増加を図る広報戦略に期待したい。

4．財務状況は健全であり、事業の持続可能性という観点からは一定の合理性ある金額に基づいて収支計画が作成されている。

5．民間企業をはじめ他の施設や多様な地域団体と連携しているところが評価できる。

6．従業員の健康や事故防止及び仕事の調和のため、定期的なミーティングと就業規則の改定を要望する。

7．危機管理体制のさらなる強化のため、法定の消防訓練だけでなく各種訓練や研修を積極的に実施し記録を保存することで、マニュアルの継続的改訂につなげられたい。

10．その他付記意見

　子どもの自然体験の確保や自然体験格差解消のためには、学校教育が果たす役割は大きく、わっぱるでの教科学習の場としてのプログラム展開については教育委員会の協力が必要となる。今後も、指定管理者は教育委員会と共に、学校への働きかけを継続的に行ってもらいたい。

11．豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会の構成

※敬称略、五十音順

委員名	役職等
齊藤 宗徳	税理士
中田 敬司	神戸学院大学現代社会学部教授
◎中野 友博	びわこ成蹊スポーツ大学アウトドアスポーツセンター アドバイザリースタッフ
松永 由美子	社会保険労務士
宮村 裕子	京都産業大学現代社会学部教授

◎は会長